

福知山市議会議長 田渕 裕二 様

産業建設委員会委員長 小松 遼太

委員会審査報告書

本委員会に付託された議案について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

記

1 委員会付託議案

- ・議第114号 福知山市厚生会館条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第115号 福知山市準用河川占用料条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第116号 福知山市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第117号 福知山市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第132号 福知山市バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第133号 福知山市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第134号 福知山市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給事業基金条例を廃止する条例の制定について
- ・議第139号 財産の無償貸付について
- ・議第141号 損害賠償の額について
- ・議第142号 市道の認定及び廃止並びに路線変更について

2 審査の概要

3月7日に委員会を開催し、地域振興部、産業政策部、建設交通部、上下水道部から議案について詳細な説明を受け、議案審査を行いましたので、主な概要について報告します。

初めに、議第114号について、「厚生会館の午前8時半からの利用者数」を問う質疑があり、「令和5年度は350日開館していたが、午前9時よりも前に使用していたのは47件で全体の13%ほどであった。事前準備で利用されている方が多く、イベントの開場は9時以降からというケースがほとんどである」との答弁がありました。続いて、「職員の勤務体系」を問う質疑があり、「8時から22時の間に7時間15分の勤務である。開館時間を30分短縮することで合理的なシフトを組めるようになる」との答弁がありました。

次に、議第115号について、「具体的にどこが流水と土石採取の占用に該当するのか」を問う質疑があり、「準用河川は48河川あるが、現状流水と土石採取の占用の事例はない」との答弁がありました。

次に、議第116号について、「管理職員の勤務手当の時間が延長されたが、午後5時15分から午前0時までの手当は以前は出ていなかったのか」を問う質疑があり、「午後5時15分から午前0時までは管理職特別勤務手当は出ていない」との答弁がありました。また、「住居手当の対象となる職員数」を問う質疑があり、「今のところ対象者はいない」と

の答弁がありました。

次に、議第１１７号について、「下水道法施行令中、大腸菌群数が大腸菌数に改正された理由」を問う質疑があり、「大腸菌の培養技術の測定方法が簡便かつ精度が上がり、糞便のみに存在する菌種の測定が可能となったためである」との答弁がありました。

次に、議第１３２号について、「廃止するバス路線の利用者数」を問う質疑があり、「廃止する５路線の中で常時利用者は１名のみである」との答弁がありました。また、「地域に住もう方以外の利用もあると思うがデマンド型でカバーできたのか」を問う質疑があり、「市バスは２営業日前の夕方５時までにご連絡いただければバス停で利用ができ、鬼タクも登録が必要だが利用可能である」との答弁がありました。

次に、議第１３３号について、「条例の改正理由は、建設業法施行令の中で資格について条ずれが起こったということか」を問う質疑があり、「その通りである。内容は特に変わっていない」との答弁がありました。

次に、議第１３４号について、「この制度の事業終了時期」を問う質疑があり、「申請は令和５年４月２８日で終了している。基金は令和６年度をもって全額事業に充当し、当事業は令和９年度まで実施する」との答弁がありました。

次に、議第１３９号について、「建物を無償貸付とする理由」を問う質疑があり、「施設の規模が大きく耐震化ができていない施設であり、利活用するためには民間事業者に一定の投資をしていただく必要がある。事業者の参入をしやすくするために無償にする」との答弁がありました。また、「利活用の目的である地域活性化にどのように寄与しているか」を問う質疑があり、「この事業者に講師として来ていただき、キャンプの取り組み方の講座など新たな取り組みを地域の方々と一緒に行うなど、地域活性化につながっている」との答弁がありました。

次に、議第１４１号について、「グレーチングのボルト固定の有無」を問う質疑があり、「道路の縦断方向のボルト固定はしていない」との答弁がありました。また、「再発防止策」を問う質疑があり、「道路パトロールで異常がないか目視で点検しているが、本現場周辺は蓋の上を走行して問題がないかを再度点検した」との答弁がありました。

次に、議第１４２号について、「市道中筋３号線が廃止される理由」を問う質疑があり、「元々公民館まで通行するための道路であったが、公民館がなくなり市道として維持する必要がなくなった。また市道の底地が民地であり、地権者から市道認定を外してほしいと要望があったためである」との答弁がありました。

反対討論

なし

賛成討論

なし

３ 審査結果

- ・議第１１４号 全員賛成で原案可決
- ・議第１１５号 全員賛成で原案可決
- ・議第１１６号 全員賛成で原案可決
- ・議第１１７号 全員賛成で原案可決
- ・議第１３２号 全員賛成で原案可決
- ・議第１３３号 全員賛成で原案可決
- ・議第１３４号 全員賛成で原案可決
- ・議第１３９号 全員賛成で原案可決
- ・議第１４１号 全員賛成で原案可決
- ・議第１４２号 全員賛成で原案可決